**○国土交通省告示第八百九十六号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北横断自動車道酒田線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長 |
|---|---|---|---|
| 酒田市保岡字家際四三番一二から同市保岡字家際四三番八まで | 前 | 最大 六六 | 二八 |
| | | 最小 四七 | |
| | 後 | 最大 六六 | |
| | | 最小 五〇 | |

**○国土交通省告示第八百九十七号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長 |
|---|---|---|---|
| 深谷市畠山字田島二四二七番四から同市畠山字五味三〇番一まで | 前 | 最大 五二 | 三二 |
| | | 最小 四〇 | |
| | 後 | 最大 五二 | |
| | | 最小 四〇 | |

**○国土交通省告示第八百九十八号**

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年九月十一日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員（メートル） | 延長 |
|---|---|---|---|
| 広島市安佐南区川内四丁目一〇〇番三から同市安佐南区川内五丁目九〇三番一まで | 前 | 最大 三八 | 一六四 |
| | | 最小 二五 | |
| | 後 | 最大 三六 | |
| | | 最小 二五 | |

**○国土交通省告示第八百九十九号**

公益社団法人全日本トラック協会より貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）第四十四条第一項第八号の規定に基づく届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年九月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　変更後の住所

東京都新宿区四谷三丁目二番五

二　変更後の事務所の所在地

東京都新宿区四谷三丁目二番五

三　変更の日

平成二十六年七月二十八日

**○防衛省告示第百七十号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年九月十八日から同年十一月十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　北九州沖海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百七十一号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年九月十八日から同年十一月十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三三度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三三度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百七十二号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月十一日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年九月十八日から同年十一月十九日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。